

徳島県告示第三百十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十条第一項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新した。

令和六年六月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う病院又は診療所		担当する	指定更新
名称	所在地	名称	所在地	医療の種類	年月日
日本赤十字社徳島県支部	徳島市庄町三丁目二番地一	徳島赤十字ひのみね医療育センター	小松島市中田町新開四・一	育成医療（整形外科に関する医療） 更生医療（整形外科に関する医療）	令和六年四月一日